

博士論文と著作権

1. 博士論文の公表

博士論文は平成 25 年 4 月 1 日付けで「学位規則」が改正され、授与日から 1 年以内に全文をインターネット上に公開することが義務づけられています。ただし、やむを得ない事由により全文を公開できない場合は、論文の内容の要約を公開することに代えることができます。

本学では博士論文を「東京理科大学学術リポジトリ」 <https://tus.repo.nii.ac.jp/> に掲載します。

インターネット公表の場合、主に pdf ファイルである電子版を公開しますので、以下の著作権が関係します。

公表方法	関係する著作権の権利	著作権法
インターネット公表	公表権	第十八条
	複製権	第二十一条
	公衆送信権	第二十三条
印刷公表	公表権	第十八条

博士論文の著作権は著者にあります。ただし博士論文の全文または一部を学術雑誌及び図書として公表する場合は、一般的に契約によって著作権を出版社、学協会に譲渡されます。この場合の博士論文は機関リポジトリに公表する際に、出版社や学協会の承諾が必要となります。（通常、一定期間を経過することで、承諾を得られます。）

また、機関リポジトリに公開することで、著作権が本学に譲渡されることはありません。大学は著作権者の承諾なしに、インターネット上に公開することはありませんが、博士論文の指導教員とよく相談の上、「博士論文公開許諾書」にインターネット公開の可否を明示してください。

博士論文は執筆時からインターネット公表を意識して、提出前に関連する著作者の承諾を得て下さい。

2. 引用・転載に関する著作権

論文執筆中に他者が著作権を持つ著作物（文章・図表・写真・絵画・音楽等）を使用する場合には、引用と転載の 2 種類のケースがあります。適正な引用の場合は、著作権者から許諾を得ずに使用できます。転載の場合は著作権者の承諾を得る必要があります。なお、引用の場合でもインターネット公表示に著作権者に確認をするケースもあります。これは、著作権者からの申し立てやトラブルを防ぐために行われ、「念のための確認」でもあります。

・引用の場合（適正な引用）

原則	分野の慣行による場合
↓ (博士論文執筆者が確認)	↓ (博士論文執筆者が確認)
↓ 論文に使用はOK	↓ 論文に使用はOK
↓ インターネット公表時にもOK	↓ インターネット公表時には別途許諾を得る
○ 許諾書確認の上公開	○ 許諾書確認の上公開

適正な引用と考えても著作権者が無承諾の転載と見る場合がありますので、過去の事例等を参考にすると良い。

<適正な引用>

1. 引用する資料等はすでに公表されている。
2. 「公正な慣行」に合致している。
3. 報道、批評、研究などを目的とした「正当な範囲内」である。
4. 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確である。
5. かぎ括弧などにより「引用箇所」が明確である
6. 引用を行う必然性がある。
7. 出所の明示が必要なこと（複製以外はその慣行があるとき）（第四十八条）

引用に関する条文

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一 第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）第三十三条の二第一項、第三十七条第一項、第四十二条または第四十七条の規定により著作物を複製する場合

[略]

2. 前項の出所の明示に当たっては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。

・転載の場合



転載における著作者について

学術雑誌・学会誌・図書等出版物の著作権は、著作者にある場合と発表した出版社に譲渡されている場合がありますので、著作者ではなく出版社に許諾を得る必要がある場合もあります。

参考：文化庁 著作権に関する情報 <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/>

<転載について>

引用の要件が満たされない場合は、論文内で他人の著作物を使用する場合は、著作権者から許諾を得る必要があります。許諾はなるべく文面（メールを含む）で得るようにしましょう。出版者ウェブサイト等から問い合わせが可能なケースが多いです。転載使用のため、使用料が課されることもあります。「転載は許可するがインターネットでの公開の許諾はしない。」という回答の場合は、論文の該当箇所のみマスキングで隠し、機関リポジトリで公表することも可能です。

* 基本的に元の文章や図表は正確に引用することが大前提です。

(許諾申請書例)

<著作権者への許諾申請の例>

・転載する著作物の詳細（掲載論文タイトル・著者名・論文掲載誌情報・掲載箇所詳細等）

上記の（図表／文章／……）について、（転載者名）の博士論文への転載を下記の通り許可します。／許可しません。

著作権者氏名 : _____

・論文への転載の可否について

可 (条件 : _____)

不可

・インターネット公開可否について

可 (条件 : _____)

不可

Sample of a letter of authorization (英語版許諾申請書例)

Detailed description of the material to be reproduced (the title of the original paper containing the material, the name of its author, the information about the journal in which the original paper is posted, the corresponding pages of the journal, and so on)

I/We, the undersigned, notify that [name] is/is not authorized to reproduce the texts/charts/... described above in his/her doctorate thesis subject to the following conditions.

Copyright holder's name: _____

・Reproduction in the doctorate thesis

Permitted (on condition that _____)

Not Permitted

・Reproduction in the doctorate thesis to be publicized through the Internet

Permitted (on condition that _____)

Not permitted

欧米の大手出版社の場合、著作権管理団体の Copyright Clearance Center の Rightslink®サービスを通じて許諾申請をすることがあります。Rightslink®では、個別の論文について許諾申請内容を指定して、許諾にかかる費用を計算することができます。

<出版社・学協会ポリシー>

・Nature Publishing Group

Nature Publishing Group(NPG)では、NPG が出版する雑誌に掲載された図表等の再利用については、許可が必要であり、有料の場合と無料の場合がある。

参考：<http://www.nature.com/reprints/permission-requests.html> (2014/07/24 参照)

・Elsevier

Elsevier 社から書面で許諾を得る必要があります。

参考：<http://www.elsevier.com/journal-authors/obtaining-permission-to-re-use-elsevier-material>

(2014/07/24 参照)

・Springer

Springer Japan および、Springer group が発行する雑誌、書籍の本文、または図・表の一部を利用する際は、転載の許可の申請が必要です。

参考：<http://www.springer.jp/author/reprint/index.php> (日本語のサイト) (2014/07/24 参照)

・日本物理学会

転載等による記事の利用は、日本物理学会の承認を必要とします。また、別に定められた条件を満たす場合は許諾申請は必要ありません。

参考：<http://www.jps.or.jp/books/chosakuken/> (2014/07/24 参照)

・日本化学会

過去に掲載（発表・出版）された論文の全体、または図や表の一部を新しく論文に資料する際は、転載許可の申請が必要です。

参考：<http://www.chemistry.or.jp/application/reprint/> (2014/07/24 参照)

・電気学会

IEEE の引用・転載許諾（海外） 主要機関窓口へのリンク及び引用転載許諾申請マニュアルがあります。

参考：<http://www2.iee.or.jp/ver2/honbu/17-info/index031.html> (2014/07/24 参照)

3. 学術雑誌論文や図書を博士論文とする場合

すでに学術雑誌に投稿済み、または掲載済み、あるいは図書として出版済みであるものを、博士論文とする場合は、インターネットで公開できるかは出版社との契約の状態によります。著作権の取り扱いは出版社ごとに取り扱いが異なりますので、投稿規定、著作権規程、著作権に関する許諾契約書、License Agreement の内容を確認し、理解する必要があります。

1. 著作権は出版社に譲渡するか、しないか。（具体的にどの様な範囲を譲渡するのか）

2. 学術雑誌に掲載された／出版された自分の論文を博士論文として使用してよいか

3. その博士論文をインターネットで公開してよいか。

<著者最終稿・著者版と出版社版>

著者最終稿（著者版）：査読済みでアクセプトされることになった確定稿

出版社版：雑誌掲載レイアウトにするため、出版社がレイアウト調整や校正、デザインを行ったもの

* 雑誌掲載論文を博士論文とする場合は、どの版を学位論文とするかを留意する必要がある。

・Nature Publishing Group

機関リポジリでの公開は、刊行から6ヶ月後、著者版であれば可能とされている。

4. 博士論文をこれから投稿する場合

博士論文を雑誌や図書として出版する予定がある場合は、二重投稿にならないよう留意しましょう。

1. 博士論文として提出したものを投稿または出版することが認められているかを出版社に確認をする。
2. 博士論文としてインターネット公表したものを、投稿または出版することが認められているか

学術雑誌の場合、雑誌によってはすでに公表した論文は受理しない場合があります。その場合でも博士論文として提出すること自体に問題はなく、それをインターネットに公表した場合は認められないというケースがあります。雑誌に投稿することを検討している場合は、学術リポジリでの公開を延期することができます。

図書の場合も同じように、出版する予定がある場合は、学術リポジリでの公表を延期することができます。

5. 共著論文

博士論文全体が共著論文（共同著作物）であるケースは少ないかもしれませんが、一部分が共著論文である場合は、インターネット公開について、共著者全員の承諾が必要です。共著者からの同意を得る際には、「同意承諾書」を得て下さい。

著作権法

（共同著作物の著作者人格権の行使）

第六十四条 共同著作者人格権は、著作者全員の合意によらなければ、行使することができない。

- 2 共同著作物の各著作権は、信義に反して前項の合意の成立を妨げることができない。
- 3 共同著作物の著作権は、そのうちからその著作者人格権を代表して行使する者を定めることができる。
- 4 前項の権利を代表して行使する者の代表権に加えられた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（共有著作権の行使）

第六十五条 共同著作物の著作権その他共有に係る著作権（以下この条において「共有著作権」という。）

については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。

- 2 共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。
- 3 前二項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、第一項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。
- 4 前条第三項及び第四項の規定は、共有著作権の行使について準用する。

<共同研究>

共同研究を行っただけで、共著者となっていない場合は、著作権は発生しませんが、分野の慣行や研究倫理を踏まえ、指導教員に相談するなどの対応をとりましょう。

6. 特許・実用新案

特許・実用新案申請予定の場合は、博士論文の公表を延期することができます。

7. その他の理由

その他、調査対象者のプライバシーの問題などの理由で、インターネットの公開が好ましくない場合は、指導教員に相談して下さい。

8. 基本的な著作権法

「著作権」は広義には著作隣接権も含めた権利です。博士論文に関して主に問題となるのは、著作人格権、狭義の著作権（財産権）です。

「著作者」とは著者自身を指しますが、「著作権者」は著作権を有するものです。学術雑誌に論文を掲載する。または図書として出版する場合は、出版社や学協会と著作権を譲渡する契約を交わすことがあります。この場合、著作権者が電子的な複製や公衆送信権の許諾をすることで、大学の学術リポジトリを使っての公開が可能となります。

<著作権法>

著作権	著作者の権利 (著作権)	著作者人格権	公表権	第十八条
			氏名表示権	第十九条
			同一性保持権	第二十条
		著作権（財産権）	複製権	第二十一条
			上演権・演奏権	第二十二条
			上映権	第二十二条の二
			公衆送信権	第二十三条
			口述権	第二十四条
			展示権	第二十五条
			頒布権	第二十六条
			譲渡権	第二十六条の二
			貸与権	第二十六条の参
			翻訳権、翻案権	第二十七条
	二次的著作物の利用に関する原著作者の権利	第二十八条		
	実演家等の権利	実演家人格権		
著作隣接権（財産権）		実演家・レコード製作者・放送事業者・有線放送事業者の権利	第八十九条～百四条	

<著作権の保護対象、保護期間>

(保護を受ける著作物)

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲属するものをいう。」と著作権法第二条第一項第一号で定義されています。事実やデータそのものは著作物ではありませんが、事実やデータを文章や図表等で創作的に表現したものは、著作物になり得ます。

第六条 著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律の保護を受ける。

一 日本国民（わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）の著作物

二 最初に国内において発行された著作物（最初に国外において発行されたが、その発行の日から三十日以内に国内において発行されたものを含む。）

三 前二号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物

第三号により、外国人による著作物や国外で発行された著作物についても保護されることとなります。日本は著作権に関してはベルヌ条約や万国著作権条約、WIPO 著作権条約に加盟しています。

著作権（財産権）は、原則として著作者の死後 50 年間、保護される。例外としては、無名・変名の著作物や団体名義の著作物の場合は、公表後 50 年間、映画の著作物は公表後 70 年間です。

9. 参考資料

著作権法全般

・文化庁著作権に関するページ：<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/>（参照 2014/07/24）

・東京大学情報システム部情報基盤学術情報チーム（デジタル・ライブラリ担当）

『博士論文と著作権』本稿の引用元：<http://hdl.handle.net/2261/55511>（参照 2014/09/18）

10. 問い合わせ先

<東京理科大学学術リポジトリに関すること>

図書館事務課 葛飾図書館事務室
Email:libt@admin.tus.ac.jp